

# 保険料の納付が困難なときは、 免除等の申請手続きを 忘れずに！



保険年金課（国分寺庁舎） 石橋・南河内  
庁舎窓口でお早めに手続きをしてください。

## 国民年金 だより

問い合わせ先  
保険年金課  
☎（40）5558

学生の方は「学生納付特例制度」の申請手続きを！ 学生本人の所得のみで審査されます。

平成19年度の申請手続きの開始は4月からです。引き続き希望される方も忘れずに。

学生本人の前年所得が118万円以下の場合、保険年金課（国分寺庁舎） 石橋・南河内庁舎市民課窓口  
に申請し、社会保険事務所で前年所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予され  
ます。（申請の際には学生証、在学証明等、学生であることを証明できる書類等が必要となります。）

夜間部、定時制課程、通信課程の学生も対象となります。

各種学校の学生は、修業年限1年以上の課程であれば対象となります。

手続きは  
毎年必要です

### 【承認期間】

平成19年4月（または20歳の誕生日）から平成20年3月まで

30歳未満の方は「若年者納付猶予制度」の申請手続きを！ 本人と配偶者のそれぞれの所得で審  
査されます。

30歳未満の方で、収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、保険年金課（国分寺庁舎） 石橋・南河内庁  
舎市民課窓口  
に申請し、社会保険事務所で前年所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の  
納付が猶予されます。

ただし、「申請者本人」「申請者の配偶者」のいずれもが前年所得などの定められた基準に該当することが条  
件となります。

### 【承認期間】

平成18年度分は、平成18年7月から平成19年6月までです（平成18年度分の受付は平成19年7月まで）。  
平成19年度分は、平成19年7月から平成20年6月までです（平成19年度分の受付は平成19年7月から）。

### 《継続申請について》

申請される際に、あらかじめ申請書に希望を明記することにより、翌年度以降も申請があったものとみな  
され、自動的に審査が受けられます。ただし、若年者納付猶予を承認されたことが前提となります。

失業、災害等による特例で承認された方は、毎年申請が必要です。

**平成19年度分（平成19年7月から平成20年6月まで）の保険料の免除及び納  
付猶予制度の申請受付が開始になります。（平成18年度分（平成18年7月から  
平成19年6月まで）は平成19年7月末日で受付が終了となります。）**

申請免除等（全額免除・4分の3納付・2分の1納付・4分の1納付） 若年者納付猶予制度の申請受付が7月か  
ら開始となります。（学生納付特例申請は平成19年4月から既に受付開始、随時受付中）

継続申請を希望し、前年度の申請結果が全額又は納付猶予で承認された方は、上記申請は必要ありません。  
申請は、保険年金課（国分寺庁舎） 石橋・南河内市民課窓口まで。

# 年金に関する電話でのお問い合わせは 『ねんきんダイヤル』へ！

ねんきんダイヤルが、  
7月17日から  
一部変更になります。



全国共通電話番号とIP電話等向け電話番号が設けられますので、平成19年7月17日からご利用ください。

## (1) 年金相談全般窓口

0570-05-1165 (全国共通電話番号)  
03-6700-1165 (IP電話等向け電話番号)

## (2) 年金見込額試算照会窓口

0570-08-1165 (全国共通電話番号)  
03-6700-1177 (IP電話等向け電話番号)

## (3) 電子申請・磁気媒体申請照会窓口


0570-000-381 (全国共通電話番号)  
03-6700-1188 (IP電話等向け電話番号)

音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押してください。

◎年金をお受けになっている方、年金証書をお持ちの方に関する  
お問い合わせ ⇒ **1** を押す

◎年金の加入記録や年金の見込額試算のお申し込み・年金の請求方法  
など、被保険者の方に関するお問い合わせ ⇒ **2** を押す

このほか、フリーダイヤルでも相談できます

 **0120-657830**